

令和5年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和5年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施する検定職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査（学科に係るものに限る。）、電子機器組立て、シーケンス制御（学科に係るものに限る。）、建築大工（学科に係るものに限る。）、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一般	在校生
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、商品装飾展示、フラワー装飾、路面標示施工	17,300円	11,500円

婦人子供服製造	14,300円	9,500円
---------	---------	--------

(イ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	25歳以上	25歳未満 (雇用保険 被保険者)	25歳未満 (雇用保険 未加入者)	在校生
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	17,300円	8,300円	17,300円	11,500円
婦人子供服製造	14,300円	5,300円	14,300円	9,500円

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「25歳未満」とは、令和5年4月1日現在において25歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

注 (イ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。

イ 実施期日

令和5年6月6日（火）から令和5年9月10日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和5年5月30日（火）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	令和5年7月9日（日）

1 級及び 2 級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、 築炉、防水施工、サッシ施工、塗装	令和 5 年 8 月 20 日（日）
1 級及び 2 級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、 家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、 商品装飾展示	令和 5 年 8 月 27 日（日）
1 級及び 2 級 園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道 車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、ブロック建築、タイ ル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 路面標示施工	令和 5 年 9 月 3 日（日）

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- ウ 受検手数料
- エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会
所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）
電 話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 5 年 4 月 14 日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。
- イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記 1 に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額（前記 3 の (1) のアに定められた額）及び学科試験の受検手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

3 級に係るものについては令和 5 年 8 月 25 日（金）に、その他の等級に係るものについては令和 5 年 9 月 29 日（金）に、新潟県ホームページで技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。